

介護保険制度

問い合わせ 高齢介護課 (☎内線 1482)

が変わります

高額介護サービス費の一部の上限額の変更

同じ月に利用したサービス利用料の自己負担合計額（同一世帯内に複数の利用者がある場合は、その合計額）が一定額を超えた場合に支給されます。

利用者負担段階区分		上限額
生活保護を受けている人		15,000 円
世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人		
世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 80 万円以下の人		
世帯全員が市民税非課税で、上記以外の人		24,600 円
市民税非課税世帯	一般	37,200 円
	現役並み所得者*1	44,400 円

*1 現役並み所得者 同一世帯に課税所得 145 万円以上の第 1 号被保険者がいて、単身で収入が 383 万円以上、2 人で 520 万円以上の人

高額医療・高額介護合算制度の限度額の変更

年間の介護保険サービス費と医療費の自己負担額が一定の限度額を超えた時に、超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」の限度額が、平成 27 年 8 月以降の利用分から所得に応じた限度額が変わります。

介護保険料の変更 (平成 27 年度～平成 29 年度)

介護保険料は、3 年ごとに見直しを行い、将来にわたる給付費の推計をもとに決めます。新しい介護保険料は、次の表のとおりです。

第 1 号被保険者 (65 歳以上の人)

基準所得金額		所得段階別 保険料年額
第 1 段階	生活保護を受けている人	25,900 円
	世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人または前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 80 万円以下の人	
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 80 万円超 120 万円以下の人	43,100 円
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 120 万円超の人	
第 4 段階	世帯に市民税が課税されている人がいるが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 80 万円以下の人	51,800 円
第 5 段階	世帯に市民税が課税されている人がいるが、本人は市民税非課税で、第 4 段階以外の人	57,500 円
第 6 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	69,000 円
第 7 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満の人	74,800 円
第 8 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の人	86,300 円
第 9 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 290 万円以上の人	97,800 円

※第 1 段階の人は、公費により軽減されます。

は、平成 27 年 4 月から変更

は、平成 27 年 8 月から変更

サービス利用料の自己負担が 2 割に変更 (一定所得のある 65 歳以上の人)

本人の合計所得金額が 160 万円以上で、同一世帯の第 1 号被保険者 (65 歳以上の人) の年金収入額 + その他の合計所得金額が 280 万円以上、2 人以上の世帯の場合は、346 万円以上の人が該当します。

要支援・要介護認定を受けた人全員に利用者負担の割合 (1 割または 2 割) を記載した、「介護保険負担割合証」を発行します。

施設入所者の食費・居住費を軽減する負担限度額認定証の認定条件が変更 (特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設) ※ショートステイ含む

市民税非課税世帯の人の食費や居住費の自己負担額の一部を補助する制度ですが、預貯金が単身の場合 1 千万円以上、夫婦の場合 2 千万円以上ある人は対象となりません。また、世帯分離をした場合であっても、配偶者が市民税課税者である場合については対象となりません。

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) の入所基準の変更

新規入所は、原則として要介護 3 以上の人を対象となります。ただし、すでに入所している要介護 1・2 の人は引き続き入所できます。また、要介護 1・2 の人でも自宅での生活が著しく困難な場合など、やむを得ない事情があれば新規入所が認められる場合があります。

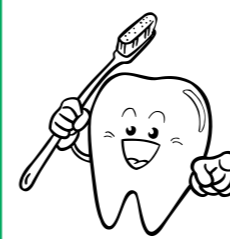


8020 富岡甘楽歯科医師会 (☎62) 1706

日時 6月7日(日)、午前10時～午後2時30分(受け付け) 会場 富岡甘楽口腔保健センター (公立七日市病院隣) 内容 歯科健診・相談、歯のみがき方指導、フッ素塗布(希望者)など。 ※来場者には歯ブラシなどを差し上げます。 問い合わせ 富岡甘楽歯科医師会 (☎62) 1706

富岡甘楽歯科医師会では、30回目となる歯と口の健康フェアを開催します。80歳以上で20本以上の使える歯がある人には、歯科健診後に「8020賞」として賞状と記念品を進呈します(過去に受賞経験のある人はご遠慮ください)。

第30回 歯と口の健康フェア2015 一生自分の歯で食べよう



富岡甘楽歯科医師会 (☎64) 1901

日時 5月14日(木)、午後1時30分～3時 5月21日(木)、午前10時～11時30分 ※どちらか都合のよい時間に参加してください。 会場 保健センター 対象者 市民 内容 講話「フッ素洗口について」▽フッ素洗口体験 講師 富岡甘楽歯科医師会 歯科医師 問い合わせ 保健センター (☎64) 1901

市では、保育施設・幼稚園の協力のもと、年中児・年長児の希望者にフッ素洗口を実施し、むし歯予防に効果をおぼえています。多くの市民の皆さんにフッ素洗口について理解を深めてもらうため、フッ素洗口説明会を開催します。ぜひご参加ください。 日時 5月14日(木)、午後1時30分～3時 5月21日(木)、午前10時～11時30分 ※どちらか都合のよい時間に参加してください。 会場 保健センター 対象者 市民 内容 講話「フッ素洗口について」▽フッ素洗口体験 講師 富岡甘楽歯科医師会 歯科医師 問い合わせ 保健センター (☎64) 1901

フッ素洗口説明会